

京都府男女共同参画施策苦情等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 京都府男女共同参画推進条例(平成16年京都府条例第10号。以下「条例」という。)

第21条に定める府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の処理は、この要綱の定めるところによる。

(申出者)

第2条 苦情の申出を行う者は、府の区域内に住所を有するもの(府内の事務所又は事業所に勤務する個人、府内の学校に在学する個人並びに府内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)とする。

(申出の受付)

第3条 苦情の申出に関する受付事務は、府民環境部男女共同参画課(以下「男女共同参画課」という。)において行うものとする。

(申出の方法)

第4条 苦情の申出は、男女共同参画施策苦情処理申出書(別記第1号様式(略))又は次に掲げる事項を明記した書面を男女共同参画課に提出することにより行うものとする。

(1) 申出者の氏名、住所(法人その他の団体にあつては、その名称、府内の主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)及び電話番号

(2) 苦情に関する府の施策

(3) 苦情の内容及び理由

(4) 申出の年月日

(5) 府の区域内に住所を有していない場合は、勤務する事務所名若しくは事業所名又は在学する学校名

2 前項の書面の提出は、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うことができる。また、特別の事情があると認められる場合は、口頭により申出を行うことができる。

(申出の送付)

第5条 男女共同参画課が苦情の申出を受け付けたときは、当該苦情の申出に関する施策を担当する課又は室(以下「施策担当課等」という。)に男女共同参画施策苦情処理申出受付書(別記第2号様式(略))を送付するものとする。

2 施策担当課等が、直接苦情の申出を受け付けた場合においては、男女共同参画施策苦情処理申出受付連絡書(別記第3号様式(略))を男女共同参画課に送付するものとする。

(申出の処理)

第6条 苦情の申出に対する処理は、施策担当課等が責任を負う。

2 苦情の申出に対する処理を行うに当たって、専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(個人情報の保護)

第7条 苦情の申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(回答)

第8条 苦情の申出に対する回答に当たっては、男女共同参画課と事前に協議の上、施策担当課等が行うものとする。

2 苦情の申出に対する回答は、原則として、苦情を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

(報告及び公表)

第9条 施策担当課等は、男女共同参画施策苦情処理申出処理結果報告書(別記第4号様式(略))により、苦情の申出に対する処理結果を男女共同参画課に報告するものとする。

2 男女共同参画課は、苦情の申出の処理結果の概要を府民に公表するものとする。

(他制度との関係)

第10条 府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の申出が、他の制度に基づき行われた場合は、その処理に当たっては、本要綱による事務処理も併せて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。